



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|----|--|--------------|---|
| 15 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (県民生活課)..... | 1 |
| 16 | 農用地利用配分計画の認可の申請 | (経営支援課)..... | 2 |
| 17 | 農用地利用配分計画の認可 | (")..... | 2 |
| 18 | 紀中地域森林計画の樹立 | (林業振興課)..... | 3 |
| 19 | 紀北地域森林計画の変更 | (")..... | 3 |
| 20 | 紀南地域森林計画の変更 | (")..... | 3 |
| 21 | 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課)..... | 4 |
| 22 | 保安林の指定 | (")..... | 4 |
| 23 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (")..... | 4 |
| 24 | 〃 | (")..... | 5 |
| 25 | 保安林の指定施業要件の変更 | (")..... | 5 |
| 26 | 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等 | (技術調査課)..... | 5 |
| 27 | 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等 | (")..... | 9 |

○ 公告

- | | | |
|---|--------------|----|
| 河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者の指定 | (都市政策課)..... | 13 |
| 和歌公園の指定管理者の指定 | (")..... | 13 |
| 和歌山県立橋本体育館の指定管理者の指定 | (")..... | 14 |
| 紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定 | (")..... | 14 |
| 秋葉山公園県民水泳場の指定管理者の指定 | (")..... | 14 |
| 和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者の指定 | (教育委員会)..... | 15 |

○ 監査公表

- | | | |
|---------|-------|----|
| 監査公表第3号 | | 15 |
|---------|-------|----|

告 示

和歌山県告示第15号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年2月22日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年12月21日

2 名称

特定非営利活動法人アルファ田辺

3 代表者の氏名

田中稔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域社会における自立更生に関する事業を行い、障害者の経済基盤の充実、及び生活の安定を図り、地域社会で安心して暮らせるために寄与することを目的とする。

和歌山県告示第16号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年1月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第60号	日高郡日高川町和佐字鎌田1004-2外1筆
平成27年度第61号	御坊市湯川町富安字南法示庵150-2外5筆

和歌山県告示第17号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年12月25日に認可した。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第47号-1	田辺市上秋津字平野代1942-1外12筆
平成27年度第47号-2	田辺市上秋津字露之元2730-4外1筆
平成27年度第47号-3	田辺市中三栖字正田2016-3外3筆
平成27年度第47号-4	田辺市中三栖字弥吾郎谷1975-2外2筆
平成27年度第47号-5	田辺市上秋津字大平3553-1外2筆
平成27年度第47号-6	田辺市秋津町字西八町262-1
平成27年度第48号-1	日高郡みなべ町清川字上小森1142-2
平成27年度第48号-2	日高郡みなべ町熊岡字灰坂621-2外9筆

平成27年度第48号-3	日高郡みなべ町東岩代字荒堀1596外1筆
平成27年度第48号-4	日高郡みなべ町埴田字馬尻601-34
平成27年度第48号-5	日高郡みなべ町北道字作り道523外2筆
平成27年度第48号-6	日高郡みなべ町晩稲字奥井谷579-55
平成27年度第48号-7	日高郡みなべ町晩稲字有屋谷716-39
平成27年度第48号-8	日高郡みなべ町東本庄字栗ヶ崎172
平成27年度第49号-1	伊都郡かつらぎ町下天野字谷口1901外3筆
平成27年度第49号-2	伊都郡かつらぎ町広口字十六瀬424外3筆
平成27年度第50号	日高郡日高川町和佐字パイロット2366
平成27年度第51号-1	御坊市野口字北橋下485-1外1筆
平成27年度第51号-2	御坊市野口字大橋本994
平成27年度第52号	和歌山市相坂字宮ノ前120-1

和歌山県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀中地域森林計画をたてたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第21号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593（次の図に示す部分に限る。）、594の1、594の2、594の3、595、596の1（次の図に示す部分に限る。）、597
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町十九淵字谷奥1116の8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第23号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第24号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第26号

平成28年6月1日から平成30年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

平成28年1月8日

1 工事種別

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからチまでのいずれかに該当する者でないこととする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第345号)附則第2条の規定による。)に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者(会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。)

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書(県内建設業者)又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ スの許可に係る申請者又は申請者の役員等(法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。)が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴をされ、刑が確定した者

ク 和歌山県内の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。)が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

セ スの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

ソ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を申請していない者

タ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請建設工事に係る平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「ほ装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」及び「消防施設」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、

「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者

チ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成28年1月12日から同月29日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間で、主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

ア 平成28・29年度入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書

コ 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までのもの）

サ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成27年12月1日以降のもの）

シ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成27年12月1日以降のもの）

ス 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）

セ 同意書

ソ 暴力団排除等に関する誓約書

タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの）

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定に基づく不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し

- ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面
- テ IS9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ニ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
- (ア) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
 - (イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成27年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
- ヌ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、その資格を有することを証明する書面の写し
- ネ 次世代育成支援への取組について、次に示す書面のうち該当するもの
- (ア) 男女共同参画推進事業者登録証の写し
 - (イ) 一般事業主行動計画策定届の写し
- ノ 登録基幹技能者を雇用している者は、当該登録基幹技能者の登録基幹技能者講習修了証の写し
- ハ CPDを実施団体が定める推奨単位数以上取得した者を雇用している者は、単位を取得したことを証明する書面の写し
- ヒ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- フ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）で障害者を雇用しているものにあつては直近の同項に規定する報告書の写し、法定義務建設業者でない者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ヘ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したり（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ホ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性職員を雇用している者は、当該若年者又は女性職員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し
- マ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- (ア) 児童扶養手当証書
 - (イ) ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
 - (ウ) 民生委員の証明書
- ミ 保護観察対象者を雇用している者は、当該対象者に係る和歌山保護観察所の発行する証明書の写し
- ム 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書
- メ 優秀施工者国土交通大臣表彰（建設マスター）受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るリ
- (ア) から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- モ 平成25年1月2日から平成28年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- ヤ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
- ユ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入

した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し

ヨ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

ラ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

リ ウからカまで及びクに記載した職員に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

（イ）社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

（ウ）雇用保険に加入できない場合は、平成27年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

ル 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第27号

平成28年5月1日から平成29年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからトまでのいずれかに該当する者でないこととす

る。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のナからネまでに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請できないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等であるもの又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

ク 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等であるもの又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

ケ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていないもの

コ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を申請していないもの

サ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下のもの

シ 建設工事を希望する者で、次に掲げる届出の義務を履行していないもの（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

ス 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合はその営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

セ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

ソ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの

タ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の

規定による登録を受けていないもの

- チ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴をされ、刑が確定した者
- ツ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- テ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- ト ツ又はテのいずれかに該当した後、申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）時点で1年を経過しない者
- ナ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に技術士が5名以上在籍していること。
- ニ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に一級建築士が20名以上在籍していること。
- ヌ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が併せて5名以上在籍していること。
- ネ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体に測量士が10名以上在籍していること。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

経営事項審査

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 審査基準日の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成28年1月18日から同月29日（和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間とし、提出場所は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）若しくは（2）又は変更届出書の写し

- (キ) 総合評定値通知書の写し
 - (ク) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成27年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。)
 - (ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成27年12月1日以降のもの)
 - (コ) 主たる営業所及び和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
 - (サ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - (シ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - (ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観(看板)及び製造現場の写真(工場の案内等パンフレットでも代用可能)並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)
 - b 健康保険被保険者証(所属先がわかるもの)
 - c 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
 - (セ) 委任状(代理人を置く場合)
 - (ソ) 受付票(県外建設工事)
- イ 建設工事に係る委託業務
- (ア) 入札参加資格審査申請書(測量及び設計コンサルタント等業務業者)
 - (イ) 契約先営業所情報一覧表
 - (ウ) 入札希望等一覧表
 - (エ) 技術資格者一覧表
 - (オ) 代表者・役員等調書
 - (カ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成27年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。)
 - (キ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成27年12月1日以降のもの)
 - (ク) 直近1年の事業年度における財務諸表
 - (ケ) 商業登記全部事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
 - (コ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
 - (サ) 現況報告書の副本の写し
 - (シ) 主たる営業所が和歌山県内にある者は、(エ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)
 - b 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
 - c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
 - (ス) 主たる営業所が和歌山県外にある者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し

- a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
- b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- (セ) (エ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し
- (ソ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外に主たる営業所を有する者を対象とする。）
- (タ) 主たる営業所の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子及び帳簿等）の写真
- (チ) 委任状（代理人を置く場合）
- (ツ) 受付票（測量・コンサル）
- (テ) 企業グループ業態調書（資本的及び人的関係を有する他の者と別途定める企業グループを構成し、かつ、当該他の者ととも本申請を行う場合）
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出方法
- (1)の提出時期に持参、又は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課宛てに申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送すること（平成28年1月29日までの消印のあるものを有効とする。）。
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。

公 告

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）第8条の規定により、和歌山県立橋本体育館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 橋本市
和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）第6条第1項の規定により、紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 紀の国はまゆう
(代表となる団体)
近畿電設工業株式会社
和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号
(構成員)
弘安建設株式会社
和歌山県和歌山市吉田563番地の1
(構成員)
特定非営利活動法人はまゆう和歌山
和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番地
(構成員)
日本体育施設株式会社
東京都中野区東中野三丁目20番10号
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）第6条第1項の規定により、秋葉山公園県民水泳場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 TSAグループ

(代表となる団体)

大揚興業株式会社

和歌山県和歌山市新通二丁目10番1

(構成員)

シンコースポーツ株式会社大阪支店

大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番11号

(構成員)

アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社

大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号

2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）第8条第1項及び和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）第8条第1項の規定により、和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

平成27年8月19日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 立 谷 誠 一

和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 海草振興局地域振興部

監査実施年月日 平成27年7月28日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 公用車の修繕において、検査又は履行確認の記載が行われていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の規定に基づき、履行確認の記載を行うよう周知徹底している。

2 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成27年7月28日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約262万円となっており、前年度末に比し約26万円減少している。	注意事項 (1) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも、貸付の趣旨の徹底を図っている。

<p>今後も、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 平成26年4月分の生活保護費について、不適切な時期に交付の決定をしていたため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 和歌山保健医療圏地域・職域連携推進協議会事業のポスター・チラシの作成において、物品の集中調達によらず簡易公開入札により調達していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 物品調達台帳において、決裁がされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 障害者福祉地域啓発事業の委託契約に係る支出負担行為の決裁において、出納機関の合議を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>る。</p> <p>また、過年度分の未収金については、電話及び文書による償還指導を継続的に行い、それでも応じない場合は、訪問や面接を行い、本人の実情等を確認しながら、粘り強い償還指導を行っている。</p> <p>(2) 全所属職員に周知し、以後、該当する場合は早朝出発夜間帰着欄への記入を行うよう指導している。</p> <p>(3) 生活保護費の4月分決定時期に誤りがあったため、今後は年度当初における処理を適切に行うよう徹底する。</p> <p>(4) 全所属職員に改めて簡易公開調達の適用範囲を周知し、適正に手続を行うよう指導している。</p> <p>(5) 物品調達台帳について、漏れなく決裁を行うよう徹底している。</p> <p>(6) 全所属職員に支出負担行為合議区分を周知徹底し、適正に合議を行うよう努めている。</p>
---	---

3 海草振興局建設部

監査実施年月日 平成27年7月28日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 海南工事事務所において、平成24年4月に決裁を受けずに物件移転補償契約書に公印を押印し相手方に交付するという不適正な処理が発生していた。 今後このようなことがないよう、厳正な事務の執行とともに、適正な公印の管理及び押印審査に努められたい。</p> <p>(2) 土木使用料等の収入未済額は、平成26年度末で約50万円となっており、前年度末に比し約15万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 道路占用料、河川占用料、河川小型船舶係留施設使用料及び都市公園施設利用等の使用料の収入調定について、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）第9条に定められた納期限又は和歌山県財務規則第18条に定められた調定の時期に係る規定に基づく処理が行われていなかった。 また、河川占用料及び都市公園施設利用等の使用料については、決裁済の収入調定の一部削除を行っていたため、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。 また、受払ごとの担当者の検印が押印されておらず、さらに郵便はがき（52円）の枚数残高の記載に誤りがあったため、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(5) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 当該事案発覚後直ちに公印の管理体制の見直しと押印審査の厳格化を実施すると同時に、このようなことが二度と発生しないよう、職場研修等あらゆる機会を通じて事務処理の適正化と県職員としての倫理観の保持に努めている。</p> <p>(2) 未納者への調査及び督促により、未収金の削減に取り組んでいる。 引き続き未納者の現状把握と債権管理に努めている。</p> <p>(3) 収入調定の処理について、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(4) 和歌山県物品管理等事務規程を遵守し、複数職員による検印を実施するなど、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(5) 消耗品費（自動車オイル）の購入に際しては、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、納品書に受付印を押印するとともに受付印の中に担当者の個人印を押印するなど、適正な処理に努めている。</p> <p>(6) 交通事故防止の徹底と安全運転の励行について</p>

交通事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

- (7) 変更又は取消しを行った支出負担行為について、変更又は取消しの決裁を受けた帳票を保管していなかったため、適正に処理されたい。
- (8) 随意契約で請書を徴した修繕業務において、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- (9) 消耗品費について、二重支払を行い戻入した事例があったため、適正に処理されたい。
- (10) 工事請負費の支出において、平成25年度末における請負代金相当額が同年度までの出来高予定額に達するまでは平成26年度の前払金を請求することができないという契約条項に反して、前払金を支払った事例があったため、適正に処理されたい。
- (11) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があった。
また、旅行命令がなされないまま出張した事例があったため、併せて適正に処理されたい。
ア 旅行日数が1日を超える旅行の命令簿への記載の仕方を誤っていた。
イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった。

検討事項

平成26年度末で、廃道敷地については2件、廃川敷地については1件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。

は、和歌山西警察署から講師を招き、安全運転の心構え等についての講習会を年1回行うとともに、海草建設部で新たに運転マナー7則を作成し周知するなど、再度、職員に注意喚起を行った。

- (7) 職員に帳票の保管について周知を行い、適正な事務処理に努めている。
- (8) 和歌山県財務規則を周知徹底し、適正な事務処理に努めている。
- (9) チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。
- (10) チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。
- (11) 旅行命令の記載誤りについては、旅行命令簿の記入方法等を職員に周知徹底するなど、適正な事務処理に努めている。

検討事項

現在、廃道敷地の1件については処分に向けて事務処理を進めているところであり、残り2件についても適正な管理とともに処分に努めている。

4 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 物品調達台帳において、決裁印の押印漏れがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、人事課長通知に従い、適正に処理をするよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 物品調達台帳の決裁印の押印漏れがないかについて再確認を複数の担当者において行うよう周知徹底した。</p>

5 和歌山県男女共同参画センター

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費について、旅行命令簿の通勤自家用車等認定距離及び調整額欄の記載誤りにより過払いを行い戻入した事例があった。</p> <p>また、直行命令している旅行命令簿において、直行せず出勤しているにもかかわらず旅行命令の変更がなされず、旅費もそのまま不支給となっていたため、併せて適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>認定されている通勤距離に変更が生じ、改定された場合における旅行命令簿の通勤自家用車等認定距離及び調整額欄の記載について誤りのないよう職員に周知徹底した。</p> <p>また、直行命令している旅行命令簿において、直行せず出勤している案件については、旅行命令の変更及び追給を行うとともに、旅行命令簿の記載方法について職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 現金出納において、寄附金10万円が収納手続前に亡失するという事案が発生していたので、今後このようなことがないように、公金等を適正に管理されたい。</p> <p>(2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 事案発生後は、現金は必ず金庫で保管することを徹底し、金庫の開閉は、出納員である業務課長又は所長が行うこととするともに金庫内確認台帳により始・終業時に必ず庫内の確認及び記録を行い、適正管理に努めている。</p> <p>さらに、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しでの保管管理を徹底し、金庫のダイヤル番号も所長及び業務課長のみが知り得る状態にしており、鍵とダイヤルの併用を必ず行うよう徹底している。</p> <p>(2) 同時期に先の寄附金の亡失事案が発生し、その対応もあり、平成26年度内に照合作業に取りかかることができなかったが、現在、順次確認作業を進めているところである。</p>

7 和歌山県立図書館

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>備品購入費において、支出負担行為及び支出命令の事務処理を滞らせ、支払を長期にわたり遅らせていた。今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>支出負担行為及び支出命令の事務について、今後このようなことがないように、チェック体制の強化等を図るとともに、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成26年度和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館・和歌山県立きのくに志学館樹木等管理業務において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する契約ではないにもかかわらず、長期継続契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>関係機関及び契約業者を交えて協議を行った結果、現契約満了の翌年度から、単年度事業として実施することとした。</p> <p>また、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立博物館

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿において、東京都特別区への出張について復命をしていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿について、復命を適正に行う等の適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、今後、適正に処理を行うよう周知徹底した。</p>

10 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令について、旅費の不足分の追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、所属職員に対して旅行命令簿の記載事項等について指導を行い、適正に処理を行うよう周知徹底した。</p>

11 和歌山県立自然博物館

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が1人で納品検査を行っていた。 また、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、併せて適正に処理されたい。 (2) 委託業務終了後、委託先が委託業務により取得した物品を県に帰属させているが、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。 (3) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。 (4) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理を行うよう所属職員に周知徹底した。 (2) 未処理となっていた物品の受入処理については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、速やかに受入処理を行った。 (3) 郵便切手類使用簿について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、複数人による確認を実施するよう所属職員に周知徹底した。 (4) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していた件については、職員の交通安全に対する意識の向上を図るため、朝礼等機会があるごとに交通事故防止に努めるよう注意喚起し、安全運転に努めている。</p>

12 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったため、適正に処理されたい。 (2) 収入調定において、算定誤りによる戻出の事例があったため、適正に処理されたい。 (3) 証明書交付願において、規定どおりの手数料を徴収せず、追加徴収を行っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 計算誤りにより不足していた旅費額については、速やかに追給処理を行った。 また、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。 (2) 収入調定の算定誤りについては、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。 (3) 証明書交付に伴う手数料については、今後追加徴収等が生じないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

13 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分超分を支給していない事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分超分を支給していない事例については、速やかに追給処理を行った。また、今後この</p>

<p>(2) 報償費及び特別旅費について、支出の根拠となる事実が発生していないにもかかわらず支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>ようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 報償費及び特別旅費を誤って支払及び戻入した事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていた事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>
--	---

14 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 寄附を受けた視力検査器について、寄附採納等の手続をしていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 指摘のあった物品については、耐用年数を超え修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について周知徹底した。</p> <p>(2) 指摘のあった物品については、速やかに寄附採納等の手続を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

15 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>路程の確認の徹底等の旅費事務の適正処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

16 和歌山県立和歌山商業高等学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 証紙受払日計表に決裁がされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理を行うとともに、四半期ごとの残高価額の合計の記入を行うよう所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 証紙受払日計表に決裁がされていない事例については、適正に事務処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

17 和歌山県立海南高等学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の復命欄の命令権者確認印の押印漏れについては、確認印の漏れないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 旅行命令及び外出承認の事務処理について、適正に処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

18 和歌山県立きのくに青雲高等学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旧和歌山県立青陵高等学校分</p> <p>ア 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 修繕料の支出において、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旧和歌山県立陵雲高等学校分</p> <p>旅行命令簿の用務地の表記を誤り旅費を支給していたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旧和歌山県立青陵高等学校分</p> <p>ア 旅行命令の早朝出発夜間帰着欄への記入が漏れていた事例については、支給額の不足分の追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 消耗品の納品書に担当者印の押印が漏れていた事例については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理を行った。</p> <p>ウ 今後、適正に支出事務を執行する。</p> <p>(2) 旧和歌山県立陵雲高等学校分</p> <p>旅行命令の用務地表記の誤りについては、支給額の不足分の追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

19 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医師講師を非常勤職員と誤り、年次有給休暇を与え報償費が誤払いされていたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費が支給されていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 誤払いされた報償費については、返納手続を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 旅行命令簿の地点名称を誤っていた事例については、旅費の過払分の戻入処理を行うとともに今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

20 和歌山県立紀北支援学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品管理について、現物確認できない備品があつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>指摘のあつた物品については、耐用年数を超え修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について、周知徹底した。</p>

21 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 平成27年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>負担金について、二重払を行い戻入していた事例があつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>負担金の二重払を行い戻入していた事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

22 和歌山県和歌山西警察署

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 消耗品の購入決裁において、決裁権者の決裁印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 確実な決裁及び決裁後のチェック機能を強化するとともに財務規則等を遵守し、適正な会計事務処理に努める。</p>

23 和歌山県和歌山北警察署

監査実施年月日 平成27年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 常時の資金前渡における前渡資金受払計算書で、出納機関の決裁を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 修繕料について、二重払を行い戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 前渡資金受払計算書に添付する証拠書類の精査及びチェック機能を強化し、事務処理に万全を期する。 (2) 請求書の請求内容の精査及びチェック機能の強化を図り、支払業務の適正を期する。</p>